

契約締結前交付書面

商品先物取引
(損失限定取引)

株式会社さくらインベスト

この書面は、商品先物取引法第 217 条の規定にもとづいて、商品先物取引業者が商品先物取引契約を締結しようとするときに、あらかじめお客様に交付することが義務付けられているものです。

商品先物取引を行うにあたっては、本書面を十分にお読みください。

また、ご不明な点はお取引を始める前に必ずご確認をいただき、商品先物取引についてよく理解したうえで、お客様ご自身の判断と責任において取引を行ってください。

目 次

重 要 事 項	3
1. 契約の概要	4
(1) 損失限定取引のリスク (2) 損失限定取引のコスト (3) 取引に関する制限 (4) お客様の資産保全	
2. 商品先物取引の基礎	7
(1) 商品先物取引とは (2) 通常の商品先物取引と損失限定取引 (3) 損失限定取引とは (4) 建玉の値洗い (5) サーキットブレーカー制度	
3. 取引の手順と取引の流れ	9
4. 適合性の原則	11
5. 証拠金について	13
(1) 損失限定取引を行うために必要な証拠金額 (2) 証拠金の預託の方法 (3) 証拠金の返還の時期及び方法 (預かり証拠金余剰額)	
6. 手数料	13
7. 債務の履行、決済の方法	13
(1) 取引の終了 (2) ロスカット注文の執行又はストップロス取引による取引の終了	
8. 契約の終了事由	14
9. 税金の概要	14
10. 当社の商品先物取引業の内容及び方法の概要	14
11. 当社の概要	15
(1) お問い合わせについて	
12. 個人情報保護方針	16
13. 商品先物取引業者の禁止行為	18
(1) 商品先物取引法に規定する禁止行為 (2) 損失補てん等の禁止 (3) 損失補てん等の禁止の例外について	
14. 商品先物取引に関する主要な用語	19
15. 損失限定取引（スマートC X）約款	23

重 要 事 項

商品先物取引(損失限定取引)は商品市場における相場の変動により損失が生じることのある取引です。

注文が成立したときに売買枚数に応じて手数料を徴収します。

万が一、当社・取次先が破産する等した場合には、取引所によりお客様の建玉が強制的に処分されることがあるため、その結果として、建玉の値洗状況によっては証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。

お客様の証拠金は(株)日本証券クリアリング機構に預託され、一時的に当社が保管するお客様の資産については、日本商品委託者保護基金との基金分離預託契約により、保全措置を行っています。なお、信託会社等との信託契約、金融機関との保証委託契約により保全措置を行う場合があります。

従いまして、万が一、当社が破産手続開始の決定を受ける等の事由が生じた場合であっても、(株)日本証券クリアリング機構又は日本商品委託者保護基金を通じてお客様の資産の返還を受けることができます。

また、この返還額がお客様の資産に不足するときは、不足分について日本商品委託者保護基金に請求することができますが、その限度は法令の定めにより1千万円までとなるため、全額の返還を受けられなかった場合には損失が生じる可能性があります。

1. 契約の概要

この契約に基づく取引は「株式会社東京商品取引所」「株式会社堂島取引所」における「商品先物取引（損失限定取引）」（以下「損失限定取引」という。）です。

当社の取扱い商品、及び各商品の取引単位や限月、取引時間等の取引要綱につきましては、別冊をご覧ください。

株式会社東京商品取引所

住 所 東京都中央区日本橋兜町 2-1

電 話 03-3666-1361

株式会社堂島取引所

住 所 大阪府大阪市北区中之島 3 丁目 2 番 18 号

電 話 06-6531-7931

(1)損失限定取引のリスク

損失限定取引は、損失の額が必要証拠金の額を上回ることのないようロスカット注文を発注する取引及びストップロス取引を組み合わせた商品先物取引です。

商品市場の相場が予測に反して変動したときには損失が発生する場合があります。

また、損失限定取引は証拠金取引であり、総取引金額は取引に際して預託する証拠金の概ね 2～6 倍程度の額となります。

そのため、商品市場における相場の変動幅が小さくとも、大きな額の利益又は損失が生じることのあるハイリスク・ハイリターンの取引です。

相場の変動による損失が一定の額を超えた場合には、お客様の決済注文を待たずに取引の決済を行いますので、損失の額が証拠金の額を上回ることはありません。（ただし、損金とは別に手数料額が発生します。）

(2)損失限定取引のコスト

注文が成立したときに売買枚数に応じて手数料を徴収します。手数料の額及び徴収の時期などの詳細については別紙をご覧ください。

同一商品の売りと買いの双方の建玉を行った場合（いわゆる両建）、価格変動リスクは限定されることとなりますが、建玉時、決済時にはそれぞれの建玉について手数料を徴収いたしますので、ご注意ください。

(3)取引に関する制限

- ・当社との損失限定取引においては、発注前に「必要証拠金」を預託していただく必要があります。
- ・注文の成立後には、その注文の契約を解約すること（いわゆるクーリング・オフ）はできません。
- ・ご注文をいただいても商品市場の状況によっては取引が成立しない場合があります。
- ・お客様の商品先物取引に関する知識や経験の程度、資産の状況に照らして過大な取引とならないよう、当社の判断により取引量を制限させていただく場合があります。

・当社が扱う損失限定取引のプラッツドバイ原油では、新規建玉が可能な限月を3番限～15番限に限定しておりますので、当該商品に新しい限月が加わり、お客様が保有する建玉が2番限へと移行する前までに差金決済してください。当該移行する日の前営業日の日中立会終了までに決済の指示がなかった場合には、翌営業日の立会開始にて玉を処分します。なお、その場合であっても損益はお客様に帰属します。（バージガソリンについては6限月制の為、新規建玉は6番限のみ可能となります。）

◎限月の例（プラッツドバイ原油）

1 番限	2 番限	3 番限	4 番限	14 番限	15 番限
2025 年 12 月限	2026 年 1 月限	2026 年 2 月限	2026 年 3 月限	2027 年 1 月限	2027 年 2 月限
取引不可		※ 取引可能（新規建玉可能）			

※残玉は、2 番限になるまでに決済を行っていただきます。

・当社が扱う損失限定取引の堂島金 500・堂島銀 10K・堂島白金 500 は、毎年 6 月・12 月に取引最終日を迎え、最長 7 か月間取引可能な 1 限月制の取引となります。毎年 6 月に同年の 12 月限、12 月に翌年の 6 月限がそれぞれ新甫発会されます。

◎限月の例（堂島金 500・堂島銀 10K・堂島白金 500）

2026 年 7 月 21 日時点

2026 年 12 月限	2027 年 6 月限	2027 年 12 月限以降の限月
※取引可能（新規建玉可能）	取引不可	

2026 年 12 月 1 日時点

2026 年 12 月限	2027 年 6 月限	2027 年 12 月限以降の限月
※取引可能（新規建玉可能）	取引不可	

2027 年 6 月 1 日時点

2027 年 6 月限	2027 年 12 月限	2028 年 6 月限以降の限月
※取引可能（新規建玉可能）	取引不可	

- ・当社では値洗益の出金及び値洗益の証拠金への振替えは行っておりません。
- ・取引所の定める建玉の限度を超えたり、買占め・売崩し等の不正な取引と認められた場合には、取引所により建玉が処分されることがあります。
- ・万が一、当社が破産手続開始の決定を受け、あるいは㈱日本証券クリアリング機構において支払い不能と取扱われた等の事由により、取引所において当社が違約者と認定された場合には、取引所により建玉が処分されることがあります。

- ・損失限定取引では、現物の受け渡しによる決済は仕組み上できません。建玉の決済は反対売買による差金決済になります。
- ・当社では取引未経験者の保護措置として習熟期間を設けております。習熟期間とは、取引経験の無い又は浅いお客様に対し、十分に慣れていただくよう当社で定めている勉強期間のことです。当該期間は3ヶ月程度とし、口座開設時に設定した投下資金可能額の2分の1を上限としてお取引頂きます。なお、設定した投下資金可能額或いは習熟期間中における投下資金可能額の範囲を超えて取引を行う事はご遠慮いただいております。

(4)お客様の資産の保全

お客様からお預かりした証拠金は、①お客様の代理人として受託取引参加者が(株)日本証券クリアリング機構に預託し、又は、②当社がお預かりした以上の金銭等と差し換えて代理人である受託取引参加者を通じて(株)日本証券クリアリング機構に預託し、当社の資産とは区別して管理されます。

また、一時的に当社が保管するお客様の資産については、日本商品委託者保護基金との基金分離預託契約により、保全措置を行っています。(なお、信託会社等との信託契約、金融機関との保証委託契約により保全措置を行う場合があります。)

したがって、万が一、当社が破産手続開始の決定を受け、あるいは(株)日本証券クリアリング機構において支払い不能と取扱われた等の事由により、取引所において当社が違約者と認定された場合であっても、お客様は(株)日本証券クリアリング機構又は日本商品委託者保護基金を通じてお客様の資産の返還を受けることができます。また、この返還額がお客様の資産に不足するときは、不足分について1千万円を限度として日本商品委託者保護基金に請求することができます。

詳細につきましては、当社又は(株)日本証券クリアリング機構もしくは日本商品委託者保護基金までお問い合わせください。

株式会社日本証券クリアリング機構 (https://www.jpx.co.jp/jscc/)
東京都中央区日本橋兜町 2-1 電話 03-3665-1234

日本商品委託者保護基金 (http://www.hogokikin.or.jp/)
東京都中央区日本橋人形町 1-1-11 電話 03-3668-3451

2. 商品先物取引の基礎

(1) 商品先物取引とは

商品先物取引とは、工業原材料や農産物等の商品を、現時点で定めた価格で、将来のあらかじめ決められた期日に売買することを約束する取引であり、次のような特徴があります。

- ① 商品の受取りや代金の支払いは取引時には行わずに、一定期間を経過した日に行う。
- ② 商品の品質や代金は取引時に決める。
- ③ 商品先物市場（取引所）を通じて取引を行う。
- ④ 商品が標準化され、その値段は市場参加者の意思を公正に反映させて決められており、取引の履行を組織的に管理しているので、求める品質の商品がなかったり、当初契約をした値段で買えなかったりすることはない。
- ⑤ 商品と代金の受払い日が到来する前に、市場を通じて反対の取引をすることによって当初の取引と相殺し、差額を損益として清算することにより、商品と代金の受払いをせずに取引を終了することができる。（「差金決済」という。）

このような特徴から、商品先物取引は、商品の価格差を見込んでの資産運用に応用することができる取引となっています。

また、別の特徴として、商品先物取引では商品の代金をすぐに用意する必要はなく、その代わりに取引の担保金として、実際の取引金額よりも少ない金額で設定された「証拠金」と言われるお金を預託するという点があります。（証拠金取引）

このように、商品先物取引は資金を効率的に運用できる優れた取引ですが、反面、相場の変動次第では、お客様が預けた証拠金を上回る損失になる可能性もある、ハイリスク・ハイリターンな取引です。

したがって、商品先物取引を行う場合には、本書面を十分にお読みいただき、取引の仕組みやリスクについて十分に理解するとともに、お客様自身の判断と責任において、お客様の資産状況に見合った取引を行うことが重要です。

(2) 通常の商品先物取引と損失限定取引

現在行われている商品先物取引には、商品相場の変動次第では、お客様が預託した証拠金を上回る損失が発生するおそれのある通常の商品先物取引（「通常取引」）と、預託した証拠金を上回る損失が発生することのないように、ロスカット注文を発注する取引とストップロス取引を組み合わせた商品先物取引（「損失限定取引」）とがあります。また、損失限定取引は「スマート CX」とも呼ばれています。

(3) 損失限定取引とは

損失限定取引とは、預託した証拠金を上回る損失が発生することのないように、ロスカット注文を発注する取引及びストップロス取引を組み合わせた商品先物取引であり、取引所が定める受託契約準則などの規定に基づく取引方法です。

損失限定取引では、値洗損があらかじめ定められた「ロスカット水準」に達した場合にお客様の決済の指示を待たずに、商品市場においてお客様の建玉を処分します。（ロスカット注文の執行）ただし、市場の状況等によりロスカット水準の価格で建玉を処分できず、より不利な価格で約定することもあります。

ロスカット限度水準は、過去の価格変動などをもとに、ロスカット注文を執行した場合に発生する損失が委託者証拠金を超えない範囲で定めています。

したがって、損失限定においては、必要証拠金を超える損失が発生することはありません。

また、市場の状況等によりロスカット注文が執行できなかった場合には、市場外において、当社が相手方となってお客様の建玉を処分いたします。(ストップロス取引)

これらの仕組みにより、損失限定取引は通常の商品先物取引に比べリスクの限定された取引となっています。

なお、損失限定取引においては、追加の証拠金を預託することによってロスカット注文の執行及びストップロス取引を回避することはできませんので、ご注意ください。

(4) 建玉の値洗い

お客様が保有する建玉については、日々、約定値段とその営業日の帳入値段等（取引所の定める清算値段が帳入値段となります。）との価格差が計算されます。これを「値洗い」と言います。また、「値洗い」が利益となっている場合を値洗益、損失となっている場合を値洗損と言い、お客様の保有するすべての建玉の値洗いを合算した建玉全体の値洗いを「値洗損益金通算額」と言います。

お客さまは、日々当社や取引所のホームページ、新聞の相場欄等で価格を確認し、ご自身の建玉の値洗状況を常に把握しておくようにしてください。

(5) サーキットブレーカー、即時約定可能値幅、制限値幅

取引所の価格は日々変動しておりますが、東京商品取引所は急激な価格変動による混乱を防止するため、即時約定可能値幅（DCB 幅）やサーキットブレーカー幅（CB 幅）を設定しています。即時約定可能値幅による DCB の発動とは、一度に一定の幅を超えるような価格で売買注文が対当する場合は当該取引を成立させず、一時的に取引を中断した上で、大きな価格変動が生じようとしていることを市場参加者に周知して、新たな注文を呼び込み、取引を板合わせから再開する仕組みであり、サーキットブレーカーは、さらに大きな価格変動により一定の幅を超える場合、これも当該取引を成立させず、一時的に取引を中断し、取引を板合わせから再開させる制度です。

いずれの設定幅も一度に変動する価格としては大きな値幅となりますので、価格を指定しない（注文の成立を優先させる）成行注文を出す場合は、即時約定可能値幅や気配状態に十分注意する必要があります。

また、堂島取引所でも同様の目的で商品ごとに、1日のうちの値動きの幅を制限していますが、これを制限値幅といいます。

3. 取引の手順と取引の流れ

ここでは、当社の商品先物取引（損失限定取引契約）の締結から取引の終了までの基本的な手続きを説明します。

- ① 当社の外務員より「契約締結前交付書面」（本書面）、「受託契約準則」等を交付いたします。本書面を十分にお読みになり、ご不明の点があればご確認ください。
- ② 損失限定取引契約の説明をいたします。ご不明の点がある場合には外務員にご質問していただき、契約の前に必ずご確認ください。説明の後に、お客様の理解度の確認のため「お取引に関する理解度調査確認書」をご記入していただきます。口座開設のために必要な手続きとなっておりますのでご協力ください。
- ③ 「口座設定申込書（損失限定取引）」をご記入ください。特に、年齢、職業、年収、資産状況、投下資金可能額、投資経験、取引の目的などは審査のための重要な項目ですので、正確にご記入ください。
- ④ 「犯罪収益移転防止法」に基づく本人確認を行います。当社の外務員に運転免許証等の本人確認書類をご提示いただきます。また当社との契約締結後に、当初届け出た事項に変更等があった場合には速やかに各担当部署に通知していただきますようお願いいたします。
- ⑤ ご記入いただいた書類をもとに、各審査担当者による適合性及び理解等の確認を行います。
- ⑥ 口座開設の可否について、顧客より提出された口座開設書類一式をもとに社内審査を行います。審査には日数がかかることがあります。なお、審査の結果、口座開設をお断りする場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ⑦ 審査の終了後、当社の外務員が再度お伺いいたしますので、「損失限定取引の危険性を了知した上で、受託契約準則にしたがって、自らの判断と責任において取引を行う」旨をご了承の上で、「約諾書」「通知書」に署名・捺印してください。
- ⑧ 取引口座の開設ができ次第ご連絡を差し上げますので、取引に必要な証拠金を預託してください。
- ⑨ 注文は注文受付時間内に電話により行ってください。注文の際には、取引所名・商品名、限月、売付け／買付けの別、新規／仕切りの別、枚数、注文の種類、約定条件を担当者にお伝えください。（当社で対応している注文の種類及び約定条件については損失限定取引（スマート CX）約款及び別冊をご覧ください。）
- ⑩ いただいた注文が商品市場において成立しなかった場合には、その旨とその理由をご連絡します。
- ⑪ 注文が成立した場合には電話により約定報告をいたします。また、「売買報告書及び売買計算書」を送付しますので、内容をご確認いただき、記載内容に相違があった場合にはただちに担当者又は当社管理部までご連絡ください。
- ⑫ お客様の保有する建玉については、日々、約定値段と帳入値段の価格差から値洗損益が計算されます。
- ⑬ 東京商品市場では、急激な価格変動を防止するためにサーキットブレーカー（CB）制度が設けられています。取引所が市場状況を勘案し、必要と認めた場合に、取引を中断して、新たな注文を呼び込んだうえで設定幅を拡大してから取引が再開されます。サーキットブレーカー制度により取引が中断されている間は注文が成立することはありません。サーキットブレーカーの設定幅等については取引所のホームページをご参照ください。また、その他価格の連続性を維持し、急激な価格変動を防止するため、前述の即時約定可能値幅があります。また、堂島取引所では制限値幅は設けられておりますが、即時約定可能値幅は設けられておりませんのでご注意ください。

- ⑭ お客様の口座状況として3ヶ月毎に「残高照合通知書」を送付いたします。記載内容を確認し、相違の有無について同封の回答書により必ずご回答ください。回答書の返送がない場合には、相違がなかったものとして取り扱いますので、ご注意ください。
- ⑮ 東京商品取引所の銘柄においては、当該限月が2番限となる日（清算機構が定める計算区域毎の日をいう。）の前営業日の日中立会終了時間までに仕切注文により差金決済を行ってください。堂島取引所の銘柄のうち、取引期限がある銘柄においては取引最終日までに仕切注文により差金決済を行ってください。取引結果の損益が計算され、売買差損益金から手数料を差し引いた額を預かり証拠金に加減します。また、「売買報告書及び売買計算書」を送付いたしますので、内容をご確認ください。
- ⑯ 建玉の維持に使用していない預かり証拠金は商品先物取引口座より出金することができます。出金を希望される場合には当社の外務員にその旨の指示をお願いいたします。お客様から請求のあった日から4営業日以内にあらかじめご指定いただいたお客様の金融機関の口座へ送金いたします。（15時以降の受付は翌営業日から起算して4営業日以内のお振込みとなります。）

4. 適合性の原則

商品先物取引法では「適合性の原則」が定められており、その条文には「商品先物取引業者は、顧客の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行って委託者等の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、商品先物取引業を行わなければならない。」とあります。

さらに「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」における「適合性の原則」の考えを基に当社は次の基準を定めています。

(1) 不相当と認められる勧誘

顧客が次のいずれかに該当すると判明した場合には、直ちに勧誘を中止するものとします。

- ① 未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者
- ② 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- ③ 破産者で復権を得ない者
- ④ 取引を行う為に、借入されている者、又はこれから借入を考えている者
- ⑤ 損失が生ずるおそれのある取引を望まない者
- ⑥ 取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない者
- ⑦ 新規口座開設においては、75歳以上の者

(2) 不相当と認められるおそれのある勧誘

上記以外で顧客が次のいずれかに該当すると判明した場合には、適合性の原則に照らして、不相当と認められるおそれがあるものである為、特に厳格な審査をします。

- ① 70歳以上の者
- ② 25歳未満の者
- ③ 年収500万円未満の者
- ④ 年金、恩給、退職金、保険金等により主として生計を維持する者
- ⑤ 公金取扱者

また、次の要件を満たさない者に対しては受託を行わないものとします。

<個人のお客様の場合>

- ① 本取引の特徴、仕組み、リスクについて十分理解していること。
- ② ご自身の判断と責任により本取引を行うことができること。
- ③ 日本国内に居住する満20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること。
- ④ 本取引を行うことは、法令その他諸規則又は定款、その他の内規に違反せず、本取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。
- ⑤ 当社からの電子メール又は、電話で常時連絡をとることができること。
- ⑥ 本取引に係るリスク・商品の性格・内容を十分理解していること。
- ⑦ 本取引の振込先預金口座は、口座設定申込書と同一氏名の国内に存する金融機関を指定すること。

お取引口座のご本人様名義と異なる名義の指定は出来ません。

- ⑧ 本取引をマネー・ローンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用する目的を有しないこと。
- ⑨ 反社会的勢力の一員等ではないこと。

※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含みます。

<法人のお客様の場合>

- ① 日本国内で本店又は支店が登記されている法人であること。
- ② 商業登記上の本店又は支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。
- ③ 本取引を行うことは、法令その他諸規則又は定款、その他の内規に違反せず、取引担当者の判断と責任により、本取引を行うことができること。
- ④ 本取引のために必要な法令上の条件を満たしていること。
- ⑤ 当社からの電子メール又は電話で常時連絡をとることができること。
- ⑥ マネー・ローンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために本取引を行わないこと。
- ⑦ 反社会的勢力の団体及び団員並びに団体関係者等ではないこと。
- ⑧ 本取引の振込先預金口座は、口座設定申込書と同一商号の国内に存する金融機関を指定すること。
お取引口座のご本人様名義と異なる名義の指定は出来ません。
- ⑨ 取引及び取引に付随する行為について権限を有する個人（以下「取引担当者」といいます。）を選任すること、並びに取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。 当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。

<取引担当者基準>

- ・取引担当者は1口座につき1名。
- ・取引担当者と法人代表者は同一でも可能。
- ・法人代表者に代わり当社との取引について、責任及び権限を有していること。
- ・日本国内に居住する満20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること。
- ・口座名義人である法人に籍があること。
- ・取引担当者の判断と責任により本取引を行うことができること。

5. 証拠金について

(1) 損失限定取引を行うために必要な証拠金額

当社では、損失限定取引については、あらかじめ「必要証拠金」を差し入れていただいております。この「必要証拠金」は、損失限定取引でのお客様の損失をその範囲内とするために、相場の急激な変動によっては証拠金を臨時に変更する場合があります。詳細な証拠金額については別紙をご参照ください。

(2) 証拠金の預託の方法

当社指定の下記口座にお振込みください。

りそな銀行 日本橋支店	《普通預金》	0 2 0 6 0 2 9
振込先名 (カナ): カ) サクラインベスト		
振込先名 (漢字): 株式会社さくらインベスト		

※当社の「店頭商品デリバティブ取引」の振込口座とは異なりますのでご注意ください。

(3) 証拠金の返還の時期及び方法 (預かり証拠金余剰額)

建玉をするために使用していない証拠金(「預かり証拠金余剰額」)は商品先物取引口座から出金することができます。ただし、「預かり証拠金余剰額」が預託した証拠金のうち現金の額を超える場合にはこの限りではありません。

「預かり証拠金余剰額」の出金を希望される場合には、当社の外務員に出金の指示を行ってください。

お客様から請求のあった日から4営業日以内に、あらかじめご指定いただいたお客様の口座にお振り込みいたします。(15時以降の受付は翌営業日から起算して4営業日以内のお振込みとなります。)

6. 手数料

仕切注文の成立時に、売買枚数に応じた手数料を預かり証拠金から差し引きます。詳細については別紙(「損失限定取引 証拠金・手数料一覧」)をご参照ください。

7. 債務の履行、決済の方法

(1) 取引の終了

建玉を決済する(仕切る、手仕舞う)場合には、担当者に仕切注文の指示を電話等により行ってください。仕切注文が成立した場合には、損益(売買差損益金)が計算され、取引結果が利益の場合には売買差益金から委託手数料を差し引いた金額を、預託している預かり証拠金に加算いたします。取引結果が損失の場合には売買差損金に委託手数料を加えた金額を預託している預かり証拠金から差し引きます。

なお、損失限定取引を行うお客様には、当社の規定により、当該商品が新甫発会を迎え、お客様の保有する建玉が2番限に移行するまでに差金決済していただく必要があります。お客様の保有する建玉が2番限へと移行する日の前営業日の日中立会終了時までに決済の指示がなかった場合には、当社において、翌営業日扱いの立会開始時に建玉を処分します。なお、その場合であっても損益はお客様に帰属します。

(2) ロスカット注文の執行又はストップロス取引による取引の終了

損失限定取引では、相場の変動により値洗損が一定の額（ロスカット水準）を超えた場合には、お客様の決済注文を待たずに建玉の決済を行います。また、市場内で全く成立しなかった場合は、「市場を離脱できない可能性のある価格幅」の下限価格で当社が市場外取引を行うことで建玉を決済しますが、その場合は手数料が不足額となることがありますので、当社の指定する日時までに指定口座へご入金ください。

8. 契約の終了事由

下記の事由並びに商品先物取引法、関連諸規則等に違反する行為が発生した場合には、お客様の意思にかかわらず、商品取引契約を終了させていただく場合があります。

- ①法第 215 条に定められた適合性の原則に基づき、お客様が、次に掲げる項目に該当することとなった場合。
 - ・成年被後見人、被保佐人、被補助人。
 - ・精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者。
 - ・生活保護法による保護を受けている世帯に属する者。
 - ・借入金で取引を行おうとする者。
 - ・破産者で復権を得ない者。
- ②不正資金の流入が判明した場合。
- ③お客様からの事前通知事項に虚偽があった場合又は疑義が生じた際の当社からの照会に対し、正当な理由なくご回答いただけないとき、又は虚偽であると認められた場合。
- ④その他当社で不相当と認められた場合。

9. 税金の概要

国内の取引所で行われている商品先物取引で発生した益金に対しては、個人の場合、申告分離課税により課税されます。また、手数料に対しては消費税等が課税されます。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。

10. 当社の商品先物取引業の内容及び方法の概要

当社は商品先物取引法に基づいて経済産業大臣及び農林水産大臣の許可を受けた商品先物取引業者であり、当社の行う商品先物取引業は、同法第 2 条 22 項にあたります。また、当社は同法上の認可法人である日本商品先物取引協会の会員です。

この契約に基づく取引は「商品市場における取引」（同条項 1 号）の受委託にあたり、お客様の注文を当社の外務員が受注する対面取引の方法により行います。当社は株式会社東京商品取引所及び株式会社堂島取引所の受託取引参加者である岡安商事㈱を取次先とする取次取引員であり、お客様から委託を受けて受注した注文を株式会社東京商品取引所及び株式会社堂島取引所において、取次先の名をもって執行しますが、その取引はお客様の計算においてなされます。

お客様同様、当社も商品先物取引を行っており、その結果として買い（売り）売り（買い）というように、お客様の相手方取引（利益相反）となる場合があります。

1 1. 当社の概要

商 号 株式会社さくらインベスト
所在地 大阪府大阪市北区梅田 2 丁目 5 番 6 号 桜橋八千代ビル 9 階
連絡先 電話番号（代表） 06-6347-1680
お客様相談窓口 0120-886-506
設 立 2010 年 10 月 15 日
代表者 代表取締役 服部 美月
資本金 100,000,000 円
主な業務 商品先物取引業・店頭商品デリバティブ取引（CFD 事業）
加入協会 日本商品先物取引協会
日本商品委託者保護基金
取次先 岡安商事株式会社
〒541-0041 大阪府中央区北浜 2 丁目 3 番 8 号 <http://www.okayasushoji.co.jp/>

(1) お問い合わせについて

お取引に関してご不明な点があった場合には、担当の外務員又は担当部署にご確認ください。
また、お取引の内容に異議がある場合や、担当外務員又は担当部署による説明が不十分な場合には、下記の「お客様相談窓口」までご連絡ください。当社の「お客様相談窓口」では、営業部門から独立した管理部門の担当者がお客様からの苦情や相談に応じており、問題の解決とサービスの向上に努めています。

なお、日本商品先物取引協会（日商協）では「相談センター」を設置し、その会員の商品先物取引業に関する苦情、紛争の申し出を受けており、迅速かつ適正な解決に努めています。

当 社 「お客様相談窓口」

電 話 0120-886-506
F A X 0120-733-362
E-Mail kanribu@sakura-inv.com
受付時間 月～金(祝祭日を除く) 8:30～17:30

日本商品先物取引協会 「相談センター」

<http://www.nisshokyo.or.jp/>

電 話 03-3664-6243
電話受付時間 月～金(祝祭日を除く)
9 : 00～12 : 00、13 : 00～17 : 00

1 2. 個人情報保護方針

株式会社さくらインベスト（以下「当社」という）は、当社の事業に利用する個人情報及び個人番号（以下、「個人情報等」という）を適切に管理いたします。また取り扱う個人情報の正確性、安全性を確保することが、当社にとって重要な責務であると考えています。

そこで、以下の方針に基づき個人情報等の保護に努めます。

1.個人情報の収集

当社はお客様の個人情報を不正な手段で取得したり、利用目的の範囲を超えて収集したりすることはありません。

当社で収集する個人情報の種類は、お客様の氏名、住所、生年月日、電話番号、職業、年収、資産状況、家族、取引口座、締結目的、投資に関する知識やご経験等とします。当社が収集した個人情報は個人情報保護に関する法律その他、関係法規で認められる場合を除き利用目的の範囲内で適切に利用することといたします。

2.個人情報等の利用目的

お客さまの個人情報は当社によるご本人確認、口座開設の審査、受託契約の確認、商品やサービスのご案内、その他業務上必要な範囲で利用することとし、不適正な方法により利用することはありません。

なお、個人番号については、法令で定められた範囲内でのみ取扱います。

3.安全管理措置に関する事項

当社は、個人情報等を不正なアクセス、改ざん、漏えい、滅失及び毀損等から保護するため、個人情報等の取扱いに係る規程の整備、従業員の適切な監督、不正アクセス対策等の必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

また、個人情報等は、利用目的の達成に必要な範囲で、正確かつ最新の内容を保つように努めます。

4.個人情報の第三者への提供と開示

個人情報は以下の場合を除き、第三者へ提供又は開示することはありません。

なお、個人番号については、以下に関わらず法令で限定されている場合を除き第三者へ提供することはありません。

- ・あらかじめご本人の同意がある場合
- ・法令、各取引所、自主規制団体の諸規定に基づき、必要と判断される場合
- ・人命、身体又は財産を保護する目的でありご本人の同意を得ることが困難な状況である場合
- ・公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進の為に特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- ・国の機関、当社業務に係る主務官庁その他の関係機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令で定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- ・営業譲渡、会社分割、合併等により、対象資産の一部として個人データが引き継がれる場合
- ・業務の一部、もしくは全部につき、守秘義務を明記した契約に基づいて業務委託等を行う場合
- ・所得税法第 234 条第 1 項等に基づき税務当局が行う質問検査及び国税犯則取締法第 1 条等に基づき収税官吏又は徴税吏員の行う犯則事件の任意調査に応じる場合
- ・刑事訴訟法第 197 条に基づく捜査関係事項照会に応じる場合
- ・犯罪による収益の移転防止に関する法律第 9 条第 1 項に基づき疑わしい取引を届け出る場合
- ・金融商品取引法第 210 条、第 211 条等に基づく証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査に応じる場合
- ・弁護士法第 23 条の 2 第 2 項に基づく弁護士会の照会に応じる場合

5.個人情報保護方針の変更

当社では、個人情報等の保護を徹底するため、個人情報保護方針の継続的改善の観点から、本方針を必要に応じて更新することがございます。なお、利用目的につきましては合理的範囲を超えて変更することはありません。また、本方針を更新した場合には直ちに当社ホームページ上で公表するものとします。

6.個人情報の開示、訂正、利用の停止、削除

お客様より、当社に提供されたご自身に関する情報の開示、訂正、利用の停止、削除依頼があった場合は、依頼主がご本人様であることを、確認したうえで、業務上特別な理由のない限り、合理的な範囲内で対応させていただきます。これらに関するお問い合わせは、以下までお申し出ください。

7.個人情報に関するお問い合わせ窓口

当社に対するお客様からの個人情報等に係るお問い合わせ、苦情は、以下の窓口にて受け付けます。

株式会社さくらインベスト コンプライアンス・審査部

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田 2-5-6

(F) 0120-886-506

1 3．商品先物取引業者の禁止行為

商品先物取引法に基づき主務大臣からの商品取引受託業務の許可を受けた商品先物取引業者は、商品市場と一般の委託者とを結ぶ担い手として、商品市場における取引の公正を確保する責務を負っていることから、その業務には法令や自主規制により多くの規制が設けられています。

また、商品市場に委託者として参加するお客様も、そうした法令や自主規制規則などを理解して、商品先物取引業者との無用なトラブルの発生を未然に防止するとともに、万が一トラブルが生じた際にはその解決のために何をなすべきかを認識しておく必要があります。

(1) 商品先物取引法に規定する禁止行為

取引は委託者であるお客様の意思や判断に基づいて行われるものであり、その取引結果については自己責任が求められていることから、お客様の意思決定や判断を歪めるような行為として、以下に掲げる行為は、商品先物取引法で禁止されていますので、お客様もそれを十分に認識した上で取引を行うようにしてください。

(1) 商品先物取引法（第 214 条）による禁止行為

- ① 顧客に対して、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げて勧誘すること。
- ② 商品市場における取引等の受託を内容とする契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対して虚偽のことを告げること。
- ③ 取引の注文を行う際に顧客が指示しなければならない事項について、顧客から指示を受けずに取引の注文を受けること。
- ④ 顧客から受けた取引を商品市場で執行する前に、その取引と同じ内容の自己取引をより有利な価格で行うこと。
- ⑤ 取引の委託をしない旨の意思（勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示した者に対して勧誘すること。
- ⑥ 顧客に対して、迷惑を覚えさせるような夜間・早朝・勤務時間中の時間帯や顧客の意思に反した長時間に亘る方法等で勧誘すること。
- ⑦ 勧誘に先立って、顧客に対して会社名と商品先物取引の勧誘を行おうとしている旨を告げた上で勧誘を受ける意思の有無を確認しないで勧誘すること。
- ⑧ 商品取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて、商品取引契約の締結を勧誘すること。
- ⑨ 同一の取引所の同一の商品について、同一の限月の売建玉と買建玉を同一枚数保有することを顧客に対して勧めること。

(2) 商品先物取引法施行規則（第 103 条）による禁止行為

- ① 証拠金の返還の請求、顧客の指示の遵守など、顧客に対する債務の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
- ② 故意に、顧客の取引と自己の取引を対当させて、顧客の利益を害することとなる取引をすること。（いわゆる「向い玉」）
- ③ 顧客からの指示を受けずに、無断で顧客の取引として取引をすること。（顧客が所定の日時まで証拠金を預託しなかった場合や取引所による取引の制限等、「準則」に定める場合を除きます。）
- ④ 売付け又は買付け、転売又は買戻しの別などの事項を偽って取引所に報告すること。
- ⑤ 顧客もしくは顧客が指定した者に対して、特別の利益を提供することを約束し、又はこれを提供すること。（第三者が特別の利益を提供することを約束し、又はこれを提供させることを含みます。）
- ⑥ 顧客に対して、取引の単位を告げずに取引を勧誘すること。
- ⑦ 転売又は買戻しにより取引を決済する意思表示をした顧客に対し、引き続きその取引を行うよう勧めること。（いわゆる「仕切拒否」）
- ⑧ 商品市場における取引の委託について、重要な事項について誤解を生じさせるべき表示をすること。
- ⑨ 同一の取引所の同一の商品について、同一の限月の売建玉と買建玉を異なる枚数保有する取引、異なる限月の売建玉と買建玉を同一枚数保有する取引及び異なる限月の売建玉と買建玉を異なる枚数保有する取引を、その取引を理解していない顧客から受託すること。

(2) 損失補てん等の禁止

- ① 商品先物取引業者が顧客に対し又は、顧客が商品先物取引業者に対し、事前に損失の補償、利益の補償等の申し込みや約束をすること等。
- ② 商品先物取引業者が顧客に対し又は、顧客が商品先物取引業者に対し、事後に損失の補てん、利益の追加等の申し込みや約束をすること等。
- ③ 商品先物取引業者が顧客に対し、損失の補てん等のために財産上の利益を提供すること等。
- ④ 顧客が商品先物取引業者から約束に基づく損失の補てん等を受けること等。

(3) 損失補てん等の禁止の例外について

商品市場における取引等の受託に関して生じた事故による損失の全部又は一部を損失補てんする場合、違反には該当しません。

ただし、補てんに係る損失が事故に起因するものであることにつき、商品先物取引業者があらかじめ主務大臣の確認を受けている場合その他主務省令で定める場合に限っています。

1 4．商品先物取引に関する主要な用語

ここでは、商品先物取引に関する主要な用語等について説明します。

投下資金可能額	投下資金可能額とは、「商品先物取引の性質を十分に理解したうえで、損失（手数料を含む）を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額」であり、言わば、お客様が商品先物取引において損失として許容できる金額です。したがって、投下資金可能額の記入にあたっては、本書面を十分にお読みいただき、商品先物取引の仕組みとリスクをよくご理解いただいたうえで、借入金により取引を行ったり、生活資金まで投資されるようなことのないよう、お客様ご自身の資産状況を踏まえて、損失を被ったとしても生活に支障のない金額をご記入ください。なお、ご記入いただいた投下資金可能額を超える過大な損失が生じることのないよう、当社の判断により取引の制限をさせていただく場合がありますのでご注意ください。
約諾書	商品先物取引契約を締結する際に、顧客が商品先物取引業者に差し入れる「損失限定取引の危険性を了知したうえで受託契約準則にしたがって取引を行うこと」を承諾する旨の書面です。
受託契約準則	受託契約準則（準則）は、商品市場取引における商品先物取引契約の普通契約約款であり、取引所が定めています。お客様の取引も準則にしたがって行われます。
証拠金預かり証	法律及び受託契約準則に基づき、証拠金として金銭をお預かりしたときには「証拠金預かり証」を発行します。ただし、金融機関を介してお預かりした場合で、お客様から書面による同意があった場合には、発行を省略します。
売買報告書及び 売買計算書	受託契約準則に基づき、注文が成立したときに送付する書類です。成立した注文の受注日時、商品、限月、新規・仕切りの別、売付け・買付けの別、注文の成立した日時、売買枚数、約定値段などが記載されています。
残高照合通知書	受託契約準則に基づき、3 カ月毎に送付する書類で、作成日現在の委託者証拠金の額、建玉の状況、受入証拠金の総額、預かり証拠金余剰額などが記載されています。記載内容を確認し、異議の有無について同封の回答書により必ずご回答ください。回答書の返送がない場合には、内容について相違がなかったものとして取り扱いますので、ご注意ください。なお、残高照合通知書は、お客様から請求があった場合には、いつでも、すみやかに作成・送付いたします。

直接預託 差換預託	商品先物取引業者がお客様からお預かりした証拠金は(株)日本証券クリアリング機構に預託されます。その際に、商品先物取引業者が代理人として、お預かりした証拠金をそのまま(株)日本証券クリアリング機構に預託する場合を「直接預託」と言い、お預かりした証拠金に相当する以上の金銭等で(株)日本証券クリアリング機構に預託する場合を「差換預託」と言います。お客様からお預かりした証拠金の名称として、直接預託の場合には「取引証拠金」、差換預託の場合には「委託証拠金」と言うことがあります。なお、商品先物取引業者が差換預託を行うためには、差換預託を行うことについてお客様の同意が必要となります。
限 月	契約履行の最終期限に当たる月を限月（げんげつ）と言います。商品先物取引では、各商品の限月の最終立会日（納会日）までに、取引を終了（決済）する必要があります。
差金決済	商品先物取引の決済方法の一つであり、建玉時と決済時の買値と売値の差額を損益として清算して決済を行います。差金決済により建玉を決済することを「(建玉を) 仕切る」あるいは「手仕舞う」と言います。また、買建玉を決済する場合を「転売」、売建玉を決済する場合を「買戻し」と言います。
差引損益金	売買差損益金から手数料（消費税）を控除した金額
委託者証拠金等 必要額	委託者当初証拠金に委託者維持証拠金不足額及び納会月割増額を加算した金額
日本商品 先物取引協会	日本商品先物取引協会（日商協）は、商品先物取引法に基づいて経済産業大臣並びに農林水産大臣の認可を受けた法人であり、商品デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、かつ、委託者等（お客様）の保護を図ることを目的としています。この目的のために、日商協では、会員たる業者が遵守すべき自主規制ルールを定め、法令や自主規制ルールに違反した会員に対しては制裁を行っています。 また、商品先物取引業者の営業担当である外務員の資格試験の実施や登録業務等も行っています。日商協の「相談センター」では会員の商品先物取引業に関する苦情、紛争の申し出を受けており、迅速かつ適正な解決に努めています。
(株)日本証券 クリアリング機構 (JSCC)	株式会社日本証券クリアリング機構（JSCC）は、「アウトハウス型クリアリングハウス」であり、商品先物取引法に基づいて商品取引債務引受業の許可を受け、取引所において行われた取引を対象として、清算業務を行っています。

日本商品 委託者保護基金	日本商品委託者保護基金（保護基金）は、国内の商品市場取引において商品先物取引業を行う業者が加入を義務付けられた、委託者保護業務を行う会員組織の法人です。お客様が商品先物取引業者に預けた証拠金は、毎日、例日本証券クリアリング機構に預託されますが、一時的に業者の手許に保管されている資産については、保全措置を取ることとされています。保護基金は、この保全対象財産についての業者の保全措置状況を監視する役割を担っています。また、業者が不測の事態（弁済事故）に陥り、万が一、保全されていた資産ではお客様の資産を全て弁済できない事態が生じた場合には、弁済されなかった分について1千万円を限度として支払うというペイオフ制度を適用し、対処することとしています。
-------------------------	--

15. 損失限定取引（スマートC X） 約款

本約款は、商品先物取引法及び受託契約準則に基づき株式会社さくらインベスト（以下「当社」といいます。）が定める損失限定取引に基づく取引（以下「損失限定取引」といいます。）の約款であり、以下の条項に基づき取引を行うものとする。

（用語の定義）

第1条 本約款において使用する用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 「ロスカット取引」 一定の損失に達した場合に自動的に市場内で決済を行おうとする取引
- (2) 「ストップロス取引」 ロスカット取引が成立しなかった場合に市場外で決済を行う取引
- (3) 「損失限定取引」 ロスカット取引とストップロス取引を組み合わせた取引
- (4) 「ロスカット水準」 市場離脱を試みる価格
- (5) 「ロスカット限度水準」 市場離脱を目指す価格

（証拠金）

第2条 1. 当社必要証拠金の預託は、原則、現金のみとする。

- 2. 当社が定める損失限定取引における証拠金は原則月に一回以上見直しが行われ、当初投資金額以上のリスクを負わないように設定する。又、相場の急変動によっては臨時に証拠金を変更する場合がある。

（売買注文の種類）

第3条 本取引の売買注文の種類は原則として指値注文・成行注文とする。

- * 東京商品取引所における指値注文の期間については週を挟まない5営業日とする。
- * 堂島取引所の注文方法は指値注文のみとする。

（対象商品及び取引限月の特定）

第4条 プラツドバイ原油の新規建玉は、3番限～15番限とする。

- 2 バージガソリンの新規建玉は最期先とする。
- 3 堂島金 10、堂島銀 1K、堂島白金 10 取引の場合は、限月の存在がない為、理論現物価格とする。
- 4 堂島金 500、堂島銀 10K、堂島白金 500 取引の場合は、6月限又は12月限とする。

（取引の期限）

第5条 当限月納会により期先から2番限へ移行となったときは、翌営業日扱いの立会開始にて、お客様の計算において当該建玉を決済する。堂島金 10、堂島銀 1K、堂島白金 10 取引の場合は取引期限が無く、差金決済のみとする。堂島金 500、堂島銀 10K、堂島白金 500 取引において取引最終日まで決済されずに残った建玉は、取引所が定める最終決済数値（理論現物価格より算出）で当該建玉を決済する。

（ロスカット取引）

第6条 三種類の中からコースを選択し、約定価格より価格幅にてロスカット水準を決定する。
(5%、8%、12%) * 途中コースの変更はできないものとする。

（ストップロス取引を行う値段）

第7条 ロスカット注文が執行された場合、値洗損失が当社必要証拠金の範囲内となる値段をロスカット限度水準とする。なお、ロスカット限度水準の値段がサーキットブレーカー幅（堂島取引所は

制限値幅)の上限額又は下限額を超える場合は、当該値段をサーキットブレーカー幅(堂島取引所は制限値幅)の上限額又は下限額の値段と読み替えて発注する。

(損失限度額)

第8条 当社が定める損失限度額は、1枚あたりの当社必要証拠金の範囲内とする。ただし、委託手数料は損失の額に含まない。

(値洗損失の計算及び計算時期)

第9条 現在価格をリアルタイムで計算を行うものとする。

(委託手数料)

第10条 委託手数料の徴収の時期は、当該建玉の決済時とする。ただし、手数料は損失の額には含めないものとする。

(取引の手続き)

第11条

1. 本取引は、「個別建玉ごとの当社必要証拠金」を初期の投資金額とし、個別の建玉ごとに当社が定めた損失限度を超えた場合に、仕切注文が執行される。
2. 本取引の開始にあたっては、委託者は取引口座に必要証拠金を差し入れるものとする。
3. 委託者は、必要証拠金の差し入れ後、新規取引を行うことができる。
4. 当社は、委託者の新規取引の約定と同時に、当該取引がロスカット状態になった場合の転売又は買戻しの注文をストップ注文で受注したものとする。
5. 委託者は、次項に該当する場合を除き任意に取引の決済を行うことができ、当該取引の決済後、前項の注文は取り消されるものとする。
6. 当社は、委託者の取引につき値洗損失の計算の結果、取引がロスカット状態になった場合は、第4項の注文を執行するものとする。なお、注文を執行した結果、市場の状況によっては、ロスカット水準における損失の額を超える損失又は超えない損失が発生する可能性がある。
7. 本取引は建玉の維持のための証拠金の積み増しはできないものとする。
8. 本取引から通常取引へ建玉を保持したままの移行は原則できないものとする。

(本約款の変更について)

第12条

1. 当社は、法令、諸規則及び取引所規則等の変更、監督官庁の指示等に伴い、本約款を変更することがある。なお、本約款を変更する際は、速やかにその内容を書面により委託者に通知するものとする。
2. 委託者が本約款の変更に異議がある場合は、当社が定める期日までに申し出るものとし、当該期日までに申出がないときは、委託者は当該変更に同意したものとして取り扱う。

(免責事項)

第13条 次の各号に定める事項の発生によって、値洗損失の計算ができなかった場合、又は本約款に基づく決済注文が行えなかった場合、当社は責任を負わない。

- (1) 取引所の通信機器、通信回線、コンピュータ等に、欠陥、処理能力等の問題により障害が発生した場合

- (2) 大規模停電、通信障害、天変地異、戦争等による障害により本取引の提供ができなくなった場合
- (3) その他、当社の責めに帰することができない事由による場合

以上

(補足)

損失限定取引とは、「ロスカット取引」と「ストップロス取引」を組み合わせた取引です。

- ・ロスカット取引 ……一定の損失に達した場合に自動的に市場内にて決済を行おうとする取引
- ・ストップロス取引 ……ロスカットが成立しなかった場合に市場外で決済を行う取引

ロスカットコース

3種類のコースからお選びいただきます。

- ① 5%コース (バージガソリン 40,000 円の場合 2,000 円幅)
- ② 8%コース (バージガソリン 40,000 円の場合 3,200 円幅)
- ③ 12%コース (バージガソリン 40,000 円の場合 4,800 円幅)

① 取扱い銘柄

東京商品取引所 ……「プラッツドバイ原油」「バージガソリン」

堂島取引所 ……「堂島金 10、堂島銀 1K、堂島白金 10」「堂島金 500、堂島銀 10K、堂島白金 500」

② 取引限月

商品先物取引は取引期限が決められており、契約履行の最終期限に当たる月を、限月（げんげつ）と言います。2 番限に移行した翌営業日扱いの立会いにおいて、お客様の計算において当該建玉を決済とします。指示がなければ翌営業日扱いの立会開始時において強制決済となります。また、堂島金 500、堂島銀 10K、堂島白金 500 の取引の場合は、取引最終日まで決済されずに残った建玉は、取引所が定める最終決済数値（※理論現物価格より算出）で当該建玉が決済されます。ただし、堂島金 10、堂島銀 1K、堂島白金 10 取引（限日取引）の場合は取引期限がございません。

③ 売買仕法及び約定条件等

〈東京商品取引所〉

売買仕法は、板合せ・ザラバ仕法です。日中立会（8：45）及び夜間立会（17：00）の開始時には、寄付板合わせが行われ、実施後にザラバ仕法に移行されていきます。立会終了時には引板合わせが実施されます。

注文の優先順位は「価格優先・時間優先の原則」です。

価格優先： ①高い買リミットオーダーは安い買リミットオーダーより優先

②安い売リミットオーダーは高い売リミットオーダーより優先

マーケットオーダーは他の注文に、価格的に優先されます。

時間優先： ①同一値段の注文は先に受付けられた注文が遅く受付けられた注文より優先されます。

②ストップオーダーは発注された時間、その他の注文は取引所に登録された時間によって時間優先の順位を判断します。

売買注文の取消及び訂正について

既に発注済みの注文について、取消しすることができる他、個々の注文ごとに有効期限及び発注枚数等を訂正することができます。

この訂正については時間優先の順位が引き継がれます。

〈堂島取引所〉

売買仕法はザラバ仕法となり、時間優先及び価格優先の原則に基づいて取引が成立いたします。

なお、お客様の注文に合致する約定値段等が付いてもこの原則により約定しない場合があります。

④ 証拠金について

別紙（「損失限定取引 証拠金・手数料一覧」）を参照下さい。

⑤ 手数料

建玉を反対売買により決済したときに新規・仕切の手数料等（往復）が証拠金より差引かれます。

手数料は損失額の計算には含まれませんのでご注意下さい。

詳細な額については、別紙（「損失限定取引 証拠金・手数料一覧」）を参照下さい。

株式会社さくらインベスト

大阪府大阪市北区梅田2丁目5番6号 桜橋八千代ビル9階

T E L : 06-6347-1680

F A X : 06-6347-1681